福島県内水面水産試験場における研究活動及び公的研究費の 不正行為の防止及び対応に関する規定

福島県内水面水産試験場平成30年12月1日制定

(目的)

第1条 この規定は、福島県内水面水産試験場(以下、内水試という。)の研究者が用いる公的研究費について、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正)」、及び文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」に基づき、研究活動等の不正行為の防止に関する必要な事項を定めることにより、公的研究費の適正な執行・管理のさらなる充実をはかることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規定で「公的研究費」とは、福島県単独の事業費、国又は地方公共団体が提供 する補助事業費又は委託事業費、法人又は民間団体が提供する助成事業費又は委託事 業費、競争的資金、もしくは科学研究費助成事業など、内水試が扱う全ての研究費を いう。
 - 2 この規定で「研究活動」とは、研究資金の如何を問わず、内水試において行う研究活動の全てをいう。
 - 3 この規定で「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ及び公的研究費の使用における次に掲げる行為をいう。ただし、故意または重大な過失により行われたものに限る。
 - 一 ねつ造 存在しないデータ、研究・実験結果等を作成すること。
 - 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、研究活動によって得られたデータを真正でないものに加工すること。
 - 三 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。
 - 四 公的研究費の不正利用 実体を伴わない謝金・給料を支払わせること、架空の取引により代金を支払わせ業者の預け金として管理させること、実体を伴わない旅費を支払わせることなど、法例及び関係規則・関係規定に違反する経費の使用を行うこと。

(組織の責任体制)

- 第3条 組織全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者(最高管理責任者)を内水試場長と定める。
 - 2 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する

実質的な責任と権限を持つ者(統括管理責任者)を内水試生産技術部長及び調査部長 と定める。

- 3 競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(コンプライアン ス推進責任者)を内水試事務長と定める。
- 4 研究倫理教育責任者を内水試事務長と定める。

(法令等の遵守)

第4条 内水試に所属する研究者は競争的資金等による研究の遂行に当たり、関係法令等を 遵守するものとする。

(管理等の事務)

- 第5条 競争的資金等の経理管理等の事務は、内水試事務部が所掌する。
 - 2 物品の発注は、県財務規則等の規定に基づき、適正に処理するものとする。具体的には研究者が物品発注を起案し、内水試事務部の職員が発注を行う。

ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、複数業者の見積もりを取ることを原則として、発注金額が10万円未満の場合に限り、決裁を受けた物品購入伺いを内水試事務部の職員に提出し、承認を受けた上で、研究者本人の発注を認める。この場合、研究者本人が発注先選択の公平性や発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属することを理解させた上で認める。

- 3 物品の検収は、県財務規則等の規定に基づき、適正に処理するものとする。具体的には業者が事務局に持ち込んだ物品について、内水試事務部、生産技術部または調査部の職員(発注者と別の者)が、品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、研究部に納品させる。
- 4 出張に係る旅行命令、旅費の支出及び復命については、県旅費条例、県職員服務規程等の規定に基づき適正に処理するものとする。具体的には、研究者が庶務システムにより旅行命令の申請を行い、内水試場長が承認する。支払事務は、研究者が庶務システムにより復命を行い、内水試場長が決裁し、事務部の職員が予算確認を行い、内水試事務長が支払を承認する。なお、用務終了後には、復命書、領収書及び航空券半券等により、事実確認を行う。
- 5 研究者からの依頼に基づいて事務部の職員が非常勤職員(賃金支弁職員)の雇用伺いの決裁を取る。非常勤職員(賃金支弁職員)の任免は内水試が内申を行い農林水産部農林総務課が任免し、服務及び賃金の支給に関する事務については、事務部の職員が行う。県賃金支弁職員雇用等管理規程等の規定に基づき適正に処理するとともに、内水試場長は、作業終了後に業務日誌及び勤務報告等により、事実確認を行う。

(内部監査)

- 第6条 研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえ、内部監査を行う。
 - 2 内部監査を行う者は、内水試場長が指名する事務長とする。
 - 3 監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査 並びに購入物品使用状況に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

(コンプライアンス教育)

- 第7条「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえ、 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不 正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書(別紙様式)を提出させる。誓約書の提出 がない場合は、競争的資金等の管理・運営に関わらせない。
 - 2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

(研究データの取扱)

- 第8条 論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料 及び装置等(以下「研究データ等」という。)は、後日の利用・検証に堪えるように適 切な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては、作成者、作成日時、属性 等を整備し、検索等が可能となるようにしなければならない。
 - 2 研究データ等のうち、実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。
 - 3 研究データ等のうち、試料(実験試料、標本)や装置等、「もの」の保存期間は原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りでない。
 - 4 研究者は、不正行為の疑惑が生じ、不正調査委員会から研究データ等の開示を求められた場合、これを開示しなければならない。

(不正に関する通報窓口)

- 第9条 不正行為に関する通報 (機関内外からの不正の疑いの指摘や本人からの申出など) の受付窓口を調査部に置く。
 - 2 通報窓口に不正通報担当者(以下「通報担当者」)を置き、調査部長をもって充てる。
 - 3 通報担当者は、通報等を受け付けた場合は、速やかに最高管理責任者に報告する。
 - 4 最高管理責任者は、設置した通報窓口について、その名称、連絡先、受付の方法、 告発者の保護などを定め、内外に公表する。
 - 5 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果 の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関

係者の秘密保持を徹底する。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 研究活動上の不正行為に関し受付窓口に通報等したことを理由として、当該通報 者又相談者に対し不利益な取扱いをしてはならない。ただし、通報に関して、通報者 に悪意が認められる場合は、この限りではない。

(調査の要否)

第11条 最高管理責任者は、通報等事案について、通報等の内容の合理性を確認し、通報等の受付日から起算して30日以内に調査の要否を判断するとともに、資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に調査の要否を報告する。このとき、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(不正調査委員会)

- 第12条 競争的資金等の不正について調査を行わせるため、不正調査委員会を置く。
 - 2 不正調査委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - 一 事務長
 - 二 生產技術部長
 - 三 調査部長
 - 3 不正調査委員会には、所外の有識者を委員に加え、委員のうち半数以上を所外の有 識者とする。
 - 4 前項の委員は、通報者等及び被通報者と直接の利害関係等がない者とする。
 - 5 不正調査委員会に委員長を置き、事務長をもって充てる。
 - 6 告発者及び被告発者は、不正調査委員会の構成の公正性に疑義がある場合、不正調査委員会設置後7日以内に、不正調査委員会の委員について、異議申立てを行うことができる。

(調査の実施)

- 第13条 不正調査委員会委員長は、調査の必要な場合は、不正調査委員会を開催し、速や かに調査を実施する。
 - 2 不正調査委員会は、不正の有無、不正の内容、不正使用の相当額、不正に関与した 者及びその関与の程度等について調査するものとする。
 - 3 不正調査委員会は、調査の実施について、速やかに最高管理責任者へ報告する。
 - 4 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、 直ちに資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に報告、協議する。
 - 5 最高管理責任者は、調査決定後、必要に応じて、調査対象となっている者に対し、

競争的資金等の使用を一時停止するものとする。

- 6 不正調査委員会は、不正の有無、不正の内容、不正使用の相当額、不正に関与した 者及びその関与の程度等について、通報等の受付日から起算して概ね150日以内に 認定する。
- 7 不正調査委員会は、認定した調査結果について、速やかに最高管理責任者へ報告する。
- 8 最高管理責任者は、調査結果の報告を受けたら資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に報告する。

(不服申立て)

- 第14条 調査の結果、不正行為として認定された者は、最高管理責任者に対し、認定を受けた日の翌日から起算して20日以内に不服申立てをすることができる。
 - 2 不服申立ては、次に掲げる事項を明らかにした書面を提出することにより行うものとする。
 - 一 不服申立てをする者の氏名
 - 二 認定の内容
 - 三 再調査を必要とする科学的かつ合理的な理由
 - 3 最高管理責任者は、不服申し立てを受けた場合は、資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に報告する。
 - 4 不正調査委員会は、不服申立てを受けた場合は、当該不服申立てに係る認定についての再調査を行うものとする。ただし、不正調査委員会委員長が公平性を確保するため必要又は新たに専門性を要する判断が必要と認めたときは、不正調査委員会の委員に第三者を加えることができる。
 - 5 不正調査委員会は、再調査の実施について、速やかに最高管理責任者へ報告する。
 - 6 最高管理責任者は、再調査の実施について、不正調査委員会から報告を受けたら、 資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に報告する。
 - 7 不正調査委員会が再調査を開始した場合は、不服申立てを受けた日から概ね50日 以内に再調査を終了する。この場合において、不正調査委員会は、再調査の結果、最 初の認定を正当と認める場合は、これを確認するものとし、不当と認める場合は、最 初の認定を修正し又はこれに代えて新たな認定を行うものとする。
 - 8 不正調査委員会は、再調査の結果を速やかに最高管理責任者に報告する。
 - 9 最高管理責任者は、再調査の結果を資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に報告する。

(申立者等の保護)

第15条 最高管理責任者は、申立てをしたことを理由として、申立者に対し不利益な取扱

いをしてはならない。

(最終報告書の提出)

- 第16条 最高管理責任者は、通報等の受付日から起算して210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況及び再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に提出する。
 - ただし、提出期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に提出する。
 - また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に報告する。
 - 2 調査の終了前であっても、資金配分機関の求めがあった場合は、調査の進捗状況及び調査の中間報告書を資金配分機関に提出しなければならない。
 - 3 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(調査結果の公表)

第17条 最高管理責任者は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

(不正等に対する措置)

第18条 最高管理責任者は、不正があったものと認定した場合で、研究環境の改善を行う ことが必要であると認めたときは、必要な措置を講じるものとする。

(不正防止計画の策定・実施)

- 第19条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因に対応する不正防止計画を策定する。
 - 2 不正防止計画の推進を、調査部で担当する。
 - 3 調査部は、不正防止計画の進捗管理に努め、逐次、最高管理責任者に報告する。
 - 4 最高管理責任者は、不正防止計画の着実な実施に率先して対応する。

(相談窓口の設置)

第20条 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付け る窓口を調査部に設置する。

附則

1. この規定は、平成30年12月1日から施行する。

別紙様式 (要領第7条関係)

誓約書

福島県内水面水産試験場長 様

私は、自身が関与する競争的資金等による研究課題の推進にあたり、コンプライアンス教育を受講し又は関連する資料を受領し、内容を理解した上で、以下の事項を確認しました。

- 1. 福島県内水面水産試験場の定める関連規定等や競争的資金等の配分機関の定めるルールを遵守すること
- 2. 競争的資金等の不正使用や研究上の不正行為を行わないこと
- 3. 関連規定等に違反して、不正使用や不正行為を行った場合は、福島県内水面水産試験場や競争的資金等の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること

平成 年 月 日

所属:

職名:

氏名:(自署)